

鉱業法の一部を改正する等の法律の施行について

平成 2 4 年 2 月 9 日
四 国 経 済 産 業 局
資 源 エ ネ ル ギ ー 環 境 部 資 源 ・ 燃 料 課

平成 2 4 年 1 月 2 1 日付で、鉱業法の一部を改正する等の法律（平成 2 3 年法律第 8 4 号）が施行されました。それに伴い、鉱業法の改正が行われ新たな鉱業法としての運用が行われます。

主なポイントは以下のとおりです。

なお、このお知らせは、鉱業出願人、鉱業権者を対象に送付しております。

1. 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加について

適切な主体により合理的な資源開発が行われるよう、鉱業権の設定等における許可基準に、技術的能力及び経理的基礎を有する者であることや、鉱業権の設定を受けようとする者が実施する鉱業が公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと等を追加しました。それに伴い、鉱業権の出願の際にご提出いただく資料についても追加されることとなります。

【関係法令規定】

○鉱業法 第 2 1 条、第 2 9 条

○鉱業法施行規則 第 4 条

2. 鉱業出願人の地位の承継について

旧鉱業法においては、鉱業出願人に変更が生じた場合鉱業出願人の名義の変更（旧鉱業法第 4 1 条、第 4 2 条）の手続きを行うこととされていましたが、適切な主体により合理的な資源開発が行われるよう鉱業出願人の名義の変更の制度を廃止し、新たに鉱業出願人の地位の承継の制度を定め、地位の承継を受けようとする者はその承継に係る鉱業出願をしなければならないとされました。

【関係法令規定】

○鉱業法 （第 2 1 条、第 2 9 条、）第 3 5 条、第 3 6 条

○鉱業法施行規則 （第 4 条、）第 8 条、第 9 条、第 1 0 条

3. 鉱業権の設定等に係る新たな手続制度の創設（特定区域制度）について

国民経済上特に重要であり、その安定的な供給の確保が特に必要な特定鉱物（石油・天然ガス等）について、現行の先願主義に基づく出願手続を見直し、適正な管理の下で最も適切な主体が鉱業権の設定の許可を受ける手続制度を創設しました。

＜具体的な手続イメージ＞

- ・ 国による鉱区候補地（特定区域）の指定及び開発事業者の募集
- ・ 申請者について、許可の基準に適合しているかを審査
- ・ 適合している者の中から特定鉱物の合理的開発その他の公共の利益の増進の見地から定める評価の基準に従い最も適切な者を選定
- ・ 選定された事業者に対して鉱業権の設定を許可

【関係法令規定】

- 鉱業法 第6条の2、第38条、第39条、第40条、第41条
- 鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令
- 鉱業法施行規則 第22条～第22条の6

4. 鉱業権の移転について

鉱業権の設定等に係る許可基準が新設されたことに伴い、適切な主体により合理的な資源開発が行われるよう、鉱業権の移転をしようとするときは、当該鉱業権の移転を受けようとする者は、許可を受けなければならないとされました。

【関係法令規定】

- 改正鉱業法 第51条の2
- 鉱業法施行規則 第14条の2

5. 鉱業権の相続その他の一般承継について

鉱業権の設定等に係る許可基準が新設されたことに伴い、適切な主体により合理的な資源開発が行われるよう、相続その他の一般承継によって鉱業権を取得した者は、取得の日から3月以内にその旨を届け出て、基準に適合しない場合は経済産業省令で定める期間内に当該鉱業権を譲渡する必要があります。

【関係法令規定】

- 鉱業法 第51条の3
- 鉱業法施行規則 第14条の3、第14条の4

6. 未着手鉱区等の取扱いについて

鉱業権を取得したものの、鉱業法第62条第2項又は第3項の規定に基づき事業着手の延期や事業の休止を申請し、実態として事業が行われていない鉱区について、今後、鉱業権を有効に活用し資源開発を進めるために、複数保有する鉱区を計画的に操業するため等やむを得ない場合を除き、厳格に運用を行うこととします。

このことから、「経済事情の変動により採算がとれないことが明らかであるとき」という事由による認可はできなくなります。

【関係法令規定】

○鉱業法 第62条

○鉱業法施行規則 第26条の2

7. 鉱物の探査に係る許可制度の創設

鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査のうち鉱物の掘採を伴わないものであって、一定の区域を占有して行うもの）を行う場合、事前の許可が必要となります。

また、国が鉱物の存在状況を把握するため必要があると認めるときは、探査の結果の報告を求める場合があります。

【関係法令規定】

○鉱業法 第100条の2～第100条の11

○鉱業法施行規則 第44条の2～第44条の14

8. 現に鉱業法第62条第2項又は第3項の認可（着手延期・休止の認可）を受けている者への通知の廃止について

従来、通達昭和61年4月18日資庁第5783号に基づき、鉱業法第62条第2項の規定による着業延期の認可又は同条第3項の規定による休業の認可を受けている鉱業権者に対して、当該認可期間の満了後、引き続き事業の着手を延期し又は事業を休止しようとするときは、現に認可を受けている期間内に期間の延長申請の手続きを取らなければならない旨の文書の送付を行っていましたが、今回の改正に伴う運用通達の見直しを行った結果、当該制度については廃止することとなりました。

【関係法令規定】

○鉱業法 第62条

なお、本件にかかる質問等については下記の連絡先までお問い合わせ願います。

四国経済産業局

資源エネルギー環境部資源・燃料課

担当者：植田、宇都宮

電話：０８７－８１１－８５３７（直通）